

就学援助制度について（お知らせ）

日頃より桜川市の学校教育につきましては、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

桜川市では市内小中学校に通うお子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的な理由でお困りの方のために学用品費・給食費などを援助する「就学援助制度」があります。制度の内容は以下のとおりとなりますので、申請につきましてはお子様の通う学校にご相談ください。また、制度の内容についての相談は学校教育課でも受け付けております。

■就学援助を受けることができる保護者

- ①桜川市内に住所を有している方
- ②生活保護を受けている要保護者、または要保護者に準ずると認定された方

■援助内容

学用品、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費、医療費の保護者負担分について、一部援助を行います。

※学校給食費や教材費等が免除になる制度ではありません。請求に応じて学校給食費等を支払う必要があります。就学援助費は学校長を通して支給されます。

※医療券の発行を受けずに又は学校への相談なしに治療された場合等は、原則医療費の援助を受けられないのでご注意ください。

■受付時期

当該年度の4月末までに各学校に申請書を提出してください。（4月認定の場合）

※申請は随時受け付けていますが、5月以降の申請については認定された場合であっても、申請のあった翌月からの認定となります。

（例：6月に申請をして認定になった場合 ⇒ 7月からの認定）

■申請について

申請書の家庭状況・申請理由などについては出来るだけ詳しく記入してください。

※所得課税証明書の添付は不要となります。（ただし、本年1月1日時点で他市町村に住民登録があった方は6月中旬以降に「所得課税証明書（世帯分）」を本年1月1日時点の住所地で取得いただき、所属校へ提出してください。）

また、申請理由によっては、その他の添付書類の提出や直接聞き取り調査をさせていただく場合もございます。

問合先

桜川市教育委員会 学校教育課 総務グループ

TEL：0296-55-1198（直通）